

### 質問項目に対する見解

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」  
に関する有識者会議ヒアリング（2021年4月21日）  
日本大学文理学部教授 古川隆久（日本近現代史）

#### 問1. 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。

日本国憲法の理念と規定に照らして、天皇の役割は、国民の総意という抽象的なものを行動や発言によって具体化することである。総理大臣や最高裁長官の任命が典型例<sup>1</sup>であるが、内閣の助言と責任に基づいているのであれば、「おことば」、公式の外国訪問や国内での公式の「おでかけ」もこれに該当する。

※祭主としての役割を本質とみる<sup>2</sup>のは、日本国憲法が定められた経緯を無視し<sup>3</sup>、憲法に定められた信教の自由を侵害する恐れがある。

#### 問2. 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。

国民が皇室に期待する役割や活動のうち、天皇だけでは物理的に担いきれない部分を分担する意味がある。

#### 問3. 皇族数の減少についてどのように考えるか。

象徴天皇制を維持していくことについて、積極的とはいえないまでも国民的合意がある<sup>4</sup>以上、何らかの対応を考える必要がある。

#### 問4. 皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか。

男系男子継承が前近代から大日本帝国憲法下まで継続できた要因の一つは側室制度である<sup>5</sup>。しかし、日本国憲法第14条第1項で性別による差別が禁じられている<sup>6</sup>以上、側室制度を認めることはできない<sup>7</sup>。したがって、このままではいずれは行き詰まる<sup>8</sup>。その意味で、男系男子継承は現行憲法下においては、前近代的な色彩が強い、過渡的な制度であったと考えざるを得ない。

#### 問5. 内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

女性天皇の容認ということと認識する。これのみでは、女性皇族に男子出生のプレッシャーがかかるため人道上非常に問題であり、必ず男子が生まれる保証がない以上、抜本的な解決策とはならないので、問6の女系天皇の容認とセットの場合のみ賛成できる。

#### 問6. 皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

①いわゆる女系天皇ということと認識する。これには賛成である。皇位継承順位については、安定性があるという理由で長子優先（性別にこだわらない）を推奨する2005年11月24日付『皇室典範に関する有識者会議報告書』<sup>9</sup>（以下『報告書』）の見解に同意する。

②ただし、このルール適用は皇室典範改正後に生まれる皇族からとすべきで、改正法成立時点で未婚の女性皇族については、ご本人の自発的同意があった場合にのみ適用すべきである。現在の未婚の女性皇族は現行制度を前提に人生設計をしていると考えられ、それを強制的に変更させるのは人道上問題だからである。

③『報告書』の提案に賛成する理由についても、『報告書』の見解（安定性と国民の理解と支持がある、世襲という伝統を維持できる）に同意する。

④しかも、女性天皇・女系天皇に対する国民の支持率はその後もきわめて高い<sup>10</sup>。

⑤それにもかかわらず、『報告書』公表以後も女性天皇・女系天皇反対論が現れているが、それらが成り立たないことを以下指摘する。

## (1)女系天皇は憲法違反とする見解について

①具体的には、「憲法第2条 11は「男系主義」（少なくとも「男系重視」）を意味しており、皇室典範への委任はこれを前提としたものと考えらるべきであって、「白紙委任」ではない」（日本大学教授百地章「女性宮家」問題について」2012年4月10日〔以下、百地コメント<sup>12</sup>〕、5頁）という見解である。

②百地コメントの論拠の一つである、現行憲法制定時の担当大臣金森徳次郎の帝国議会答弁（百地コメント4頁）は「現在においては」という条件付きで「男系といふことを、動かすべからざる一つの日本の皇位継承の原理として考へております」と述べており<sup>13</sup>、男系維持は未来永劫絶対に維持されなければならないとは述べていない。

③『報告書』の参考資料35～36頁にまとめられた現行憲法制定時の帝国議会の議論では、「国民の意識に沿う」かどうか<sup>14</sup>、「男性の皇位継承資格者が十分存在している」かどうかで男系継承維持が判断され<sup>15</sup>、さらに「女性の皇位継承を可能にすることについては、将来の問題として、研究していくべきであり、疎かに考えているわけではない。もとより十分なる研究をいたし、正しい結論が出ればそれに従うことはいうまでもない」<sup>16</sup>とされている。やはり、男系維持は絶対条件ではない。

④しかも、世論調査の動向を見れば、女性天皇・女系天皇は「国民の意識に沿う」もので、「男性の皇位継承資格者が十分存在」しておらず、『報告書』のような「十分なる研究」もあり、現行憲法制定時に想定されていた女性天皇・女系天皇容認の条件は満たしている。

⑥以上のことから、「世襲」を「男系主義」と限定することには十分な根拠がない。したがって、「皇位継承権を「男系男子」に限定した皇室典範1条を改正して、安易に「女系天皇」を容認することは許されない」（百地コメント5頁）あるいは女系天皇は日本国憲法第2条に違反するという見解（百地コメント2頁、（高崎経済大学教授八木秀次「皇室制度に関する有識者ヒアリング」2012年7月5日〔以下、八木コメント〕<sup>17</sup>5頁）は成立しない。

## (2)民間男性の皇室入りに関する見解について

①具体的には、「女性宮家」の最大の問題点は、国民に全くなじみのない「民間人成年男子」が、結婚を介して、突然、皇室に入り込んでくること」（百地コメント3頁）というものである。

②しかし、この見解は、戦後、皇室の男性と民間の女性の結婚が認められてきたこととの論理的整合性がないので成り立たない。

**問7. 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。**

これはいわゆる女性宮家のことと思うが、皇位継承権を認めない女性宮家創設は、内閣官房『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』（2012年11月24日）<sup>18</sup>でも指摘されている<sup>19</sup>とおり、問題点の多い中途半端なものであり、「安定的な皇位継承を確保するため」の抜本的な解決策にはなり得ないと考えられる。

**問8. 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか。**

強制ではなく、ご本人の承諾があれば構わない。「元内親王」あるいは「元女王」という肩書きで、その都度、国費で経費や謝金を出せばよい。特別な地位を設けることは、日本国憲法14条第2項<sup>20</sup>に違反の恐れがあるので不要である。

**問9. 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること。②皇統に属する男系の男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。**

①どちらも好ましくない。

②その理由については、『報告書』の「補論旧皇族の皇籍復帰等の方策」の見解（皇籍離脱後長期間経っている上、もともと縁が遠い、当事者の意思や人数や手続きに課題多い、前例少ない）に同意する。

③その上で、『報告書』公表後も現れている、この方策の賛成論が成り立たないことを以下指摘する。

④賛成論は具体的には、「・天皇の正統性（天皇はなぜ天皇か）・・・初代・神武天皇の男系の血筋を純粋に継承すること ・100%の血統原理、原理主義、能力原理の排除、他の者が取って代われない」（前掲八木コメント4頁）などと述べている。

⑤神武天皇の存在を確認することは困難なこと<sup>21</sup>、大王（のちの天皇）の世襲が確定するのが欽明天皇以降であること<sup>22</sup>、江戸時代までは女系天皇は法令上許容されていたこと<sup>23</sup>など、すでに知られている史実をふまれば、④の見解は確実な根拠に欠ける。

⑥現在の天皇が天皇である根拠は日本国憲法であり、具体的には、主権在民、戦争の惨禍への反省からの普遍性への立脚をふまえて、国民の総意としての象徴天皇という規定が根拠なのである。

⑦ちなみに、1948年6月19日に衆議院で可決された「教育勅語等排除に関する決議案」は、「教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅」は「これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事實は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる」として、それらの「排除」を政府に求め<sup>24</sup>、実行された<sup>25</sup>。

⑧つまり、神武天皇の実在を認めること（この場合、神武天皇に関わる『古事記』や『日本書紀』の叙述を事実と認めること）は、「神話的国体観」を認めることにつながり、国際親善や学問・思想・表現の自由、ひいては現行憲法の基本理念の一つである基本的人権を否定、あるいは形骸化させかねない。

## 問10. 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。

①皇室活動の自由度を上げることが一つの方策として考えられる。以下、説明する。

②皇族は世襲ということに意味がある以上、基本的人権が大幅に制約され、天皇に政治的権能がない以上、政治との関わりも慎重にならざるを得ない。また、生活や活動が税金をもとにした国費で賄われている関係で、週刊誌などで否定的な側面を取りざたされることも少なくない。そのため、雅子皇后の結婚時の経緯<sup>26</sup>を見てもわかるとおり、民間から皇室に入りたいという人は男女を問わずなかなか出てこない可能性が高い。

③また、日本は国民主権の国家であるから、政治・行政を進める上で天皇は必須の存在ではなく、大統領制をとって発展・繁栄している国は地球上にたくさんあり、日本でもやってみてはならないはずはない。

④そういう中で、ここまで残ってきた天皇を今後も残し、これを日本や世界の人々の平和で豊かな暮らしの維持・向上に役立てていくためには、世襲という点だけは残しつつも、それ以外の制約については、私的な生活の部分や政治や社会についての発言などをはじめ、できるだけ緩和する必要がある。

⑤ただし、そのためには、法令上は自由なのに、特に主要な報道機関で自主規制されている面がある、天皇や皇族の発言や活動、皇室制度に関する自由な言論がさらに盛んになる必要がある<sup>27</sup>。たとえば、皇族の発言についても、自由な批判が主要な報道機関でも展開されたり、風刺的な表現活動がメディアで自由にできるような社会の雰囲気醸成される必要があり<sup>28</sup>、そのためには主要な報道機関の自覚と努力が決定的に必要である。

⑥皇族の活動の自由度を増す方策の一つとして、皇室財政における自主財源の確保を検討してもよい。旧憲法下では、皇室財政を議会に制約されないため、皇室が所有する広大な山林や有価証券など膨大な資産から生れる収入が皇室の主要な財源となった<sup>29</sup>。しかし、これは特権的だということで戦後廃止され<sup>30</sup>、当然、現代の日本社会にも受け入れられるものではない。そのため、皇居や御用邸、所蔵美術品や楽部演奏会の有料公開、関連商品の販売拡充<sup>31</sup>、テレビドラマ、コマーシャルや映画のロケ誘致など、開かれた民主社会と共存できる方法が望ましい。

<sup>1</sup> 尾高朝雄『国民主権と天皇制』（講談社学術文庫、2019年、初版1954年青林書院）175～176頁。

<sup>2</sup> 2021年4月9日の本有識者会議における櫻井よしこ氏、新田均氏の「説明資料」の質問1へのコメント参照

([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/taii\\_tokurei/dai2/gjisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/taii_tokurei/dai2/gjisidai.html) 2021年4月9日閲覧)。

<sup>3</sup> 決して占領軍による押し付けではなく、日本側の戦争への真摯な反省が反映されて制定された（拙著『昭和史』筑摩書房、2016年、245～246頁）。そのことは前文によくあらわれている。

<sup>4</sup> 荒牧央「新時代の皇室観～「皇室に関する意識調査」から～」『放送研究と調査』2020年3月号、24頁で、「とても親しみを感じている」23%、「ある程度親しみを感じている」49%となっている。

<sup>5</sup> 君塚直隆『立憲君主制の現在 日本人は「象徴天皇」を維持できるか』（新潮社、2018年）262頁。

<sup>6</sup> 条文は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」となっている。

<sup>7</sup> 「第91回帝国議会 衆議院 皇室典範案委員会」第4号（1946年12月11日）発言番号115金森徳次郎（国務相）「今日において皇室に庶子がある、その庶子が皇位継承の當然の範囲に入るといふふうにいたしますことが、どうも国民の意識にぴつたりと来るであらうかどうか、寧ろ逆に両性の平等というようなことの憲法の本質等も汲みとりますと、遺憾ながら庶子は皇位継承者の範囲外にありとする考えの方が、国民精神の狙い所に合せておるのではなからうか、こういうふうと考えておる次第」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009110895X00419461211&spkNum=115&current=14>（2021年3月30日閲覧、以下閲覧日同じ）。

<sup>8</sup> 注3と同じ。

<sup>9</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.pdf>。

<sup>10</sup> NHKの調査（加藤元宣「平成の皇室観～「即位20年 皇室に関する意識調査」から～」『放送研究と調査』2010年2月号、23～24頁、荒牧央「新時代の皇室観～「皇室に関する意識調査」から～」同2020年3月号、25～26頁）では、女性天皇の支持率、女系天皇につ

いて知っている人の中での女系天皇支持率は、いずれも7割を越え、朝日新聞社の世論調査（「改憲、割れる賛否・論点 朝日新聞社 世論調査」『朝日新聞』2017年5月2日付朝刊4頁、「被災地訪問、新天皇に期待女性天皇「容認」76% 朝日新聞社世論調査」同2019年4月19日付朝刊3頁）でも同様で、読売新聞社の世論調査でも、女性天皇は7割以上、女系天皇も2016年で7割を越えた、2019年でも6割を越えた支持がある（「お言葉表明「良かった」9割 本社世論調査「女性天皇」に賛成72%」『読売新聞』2016年8月11日付朝刊2頁、「皇位継承「見直し必要」67% 本社世論調査女性天皇「賛成」79%」同2019年5月20日付朝刊2頁）。

<sup>11</sup> 条文は、「第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」である。

<sup>12</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/dai3/siryou2.pdf>。

<sup>13</sup> 「第91回帝国議会 衆議院 本会議」第6号（1946年12月5日）発言番号11 番金森徳次郎

<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009113242X00619461205&spkNum=11&current=17>。

<sup>14</sup> 「第91回帝国議会 衆議院 皇室典範案委員会」第4号（同年12月11日）発言番号113 金森徳次郎（国務相）「男系ということが確定不動の原則のごとく今取り扱われておることを前提といたしまする時、女性天皇を考えますと、至る所に疑問を起して來るのであります、今日差迫つた必要が眼前に想像でき難き時代におきましては、しつかり研究をして、しかるべき制度を立てる方が正しい行き道であらう」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009110895X00419461211&spkNum=113&current=6>。

<sup>15</sup> 「第91回帝国議会 貴族院 本会議」第6号（同年12月16日）発言番号015 幣原喜重郎（首相）「女子に皇位継承の御資格を認めない、理由に付ての御尋でありましたが、此の点は極めて重要な問題でありまして、幾多考慮を要する面倒な問題も含んで居ります、頗る慎重なる考慮を要する問題でありまして、事実問題と致しましては、差当り男系の男子たる皇胤が漸絶すると云ふ虞がないのであります、従つて此の際従來の原則を改めて、女子の方に皇位継承の御資格を認めることを規定することは、尠くとも其の時機ではないと考へたのであります」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009103242X00619461216&spkNum=16&current=9>。

<sup>16</sup> 「第91回帝国議会 衆議院 皇室典範案委員会」第4号（同年12月11日）発言番号083 金森徳次郎（国務相）「要するに女帝につきましても、過去の男系ということ尊重する根本の原理を探求して、それからまた歴史の上に現われまされたのが、恐らく変態とのみ言われ得るような場合のみであるということを考えまして、さらに皇位継承の順位を考える時に、相当困難なる問題が湧き起つて來るのでありますし、また女帝を認めますことによつて、皇族の範囲などにつきましても非常に考えなければならぬ幾多の場面が付属して起つて來ます、それらをこの貴重な制度の中に認めますためには、よほど根本的な研究をしなければなりません、今日五月三日までにぜひとも完備いたします立場から言つて、これは将来の問題に残して、万遺漏なき制度を立てることが、われわれの行くべき道であらう、こういうふうを考えまして、つまり結果におきましてはこれが規定の表面に現われなかつた、こういう次第でありまして、決して疎かに考へておるわけではありません」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009110895X00419461211&spkNum=83&current=6>。

<sup>17</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/dai6/siryou2.pdf>。

<sup>18</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/pdf/121005koushitsu.pdf>。

<sup>19</sup> 13頁に「I-A案とI-B案の二つの選択肢がある。それぞれ長所、短所があり、更なる検討が必要」、「安定的な皇位の継承を確保するという意味では、将来の不安が解消されているわけではない」などとする。

<sup>20</sup> 条文は、「華族その他の貴族の制度は、これを認めない。」となっている。

<sup>21</sup> 笠原英彦『歴代天皇総覧 皇位はどう継承されたか』（中央公論新社、2001年）3頁。

<sup>22</sup> 仁藤敦史「皇位継承—次の天皇はどのように決められたか」（歴史科学協議会編、木村茂光・山田朗監修『天皇・天皇制を読む』東京大学出版会、2008年）77頁。

<sup>23</sup> 同上78頁、義江明子「女帝と女性天皇」（同上書）7頁、前掲『歴代天皇総覧』304頁。政府の皇室典範に関する有識者会議のヒアリングでも高森明勅氏が指摘している（拓殖大学教授高森明勅「皇室典範改正をめぐるメモ（H17・6・8）」

（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/koushitsu/dai7/7siryou2.html>）。窪美昌保『大宝令新解』第2冊（第3-4巻）（目黒考七、1916、国会図書館デジタルコレクションで公開）369頁に継嗣令が掲載されており、原文は「継嗣令第一 皇兄弟子條 凡皇兄弟皇子、皆為親王。女帝子亦同。」、解釈は「天皇の御兄、御弟、御皇子を皆親王とせよと也。女帝の御子の亦同様。」とある。窪美昌保（くぼみ・まさやす 1853-1918）は明治大正時代の医師、歴史家。医院を開業するかたわら、本草学の珍書や植物標本を多数所蔵し、博物学、郷土史、地理学を研究。大宝令を研究し「大宝令新釈」をあらわした。越中（富山県）出身。東京大学卒（『日本人名大辞典』Japanknowledge）。

<sup>24</sup> 「教育勅語等排除に関する決議」（「第二回国会衆議院会議録第六十七号」『官報』1948年6月20日付号外、669頁、「国立国会図書館国会会議録検索システム」）。

<sup>25</sup> 拙著『建国神話の社会史』（中央公論新社、2020年）241頁。

<sup>26</sup> 「回り道の末、実を結ぶ 難航続いた選考 皇太子妃に小和田雅子さん」（『朝日新聞』1993年1月7日朝刊）3頁。

<sup>27</sup> 「（根津朝彦のメディア私評）天皇制とタブー 敬称報道、批判を抑制しないか」（同紙2020年12月11日朝刊）15頁。

<sup>28</sup> このことに関連して、古川は拙稿「天皇というものとわたしたち」（日本大学芸術学部編刊『映画と天皇』2017年、映画祭のプログラム）15頁で「天皇を主人公とし、ユーモアをまじえつつ（それができるといことは天皇を客観視できるといことだ）、楽しめる劇映画やテレビドラマがわたしたちの手でもっと作られ、わたしたちがそれらを肩ひじ張らずに楽しむことができるようになったら、日本社会はもっと寛容で、もっと暮らしやすくなっているにちがいない。それは、国民主権という日本の国のあり方のなかでのあるべき天皇の姿でもある。」と書いたことがある。

<sup>29</sup> 森暢平「皇室の収入—近現代」（前掲『天皇・天皇制を読む』）22頁。

<sup>30</sup> 同上、23頁。

<sup>31</sup> 関連商品については、現在、皇室関連商品の販売（インターネット通販を含む）を行っている、一般財団法人国民公園協会（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑の売店などを経営）を、皇室経済法を改正して政府出資の特殊法人あるいは株式会社とし、事業を民間に委託して、利益の半分を国への納付金とし、皇族のお手許金に配分する。売店のほかにレストランの経営を行い、商品については、現状の記念品、菓子、酒類に加え、御料牧場の生産品、皇室の普段の食事や宴会の食事メニューの提供やテイクアウト、レトルト販売、元宮内庁職員や皇族による文化講座・料理教室の書籍出版や動画の有料配信などに拡充することが考えられる。